

地区計画区域内における建築等の届出について

1 地区計画区域内における建築等の届出とは（都市計画法第58条の2）

地区計画区域内で建築物の建築等を行う場合には、行為着手の30日前までに市長へ届出が必要です。（但し、一部の地区計画区域を除く）

2 本市の地区計画区域

- ①金剛駅西口地区
- ②大野西地区
- ③大阪狭山市東菜葉木・富田林市伏山地区地区
- ④山本南地区（届出不要）

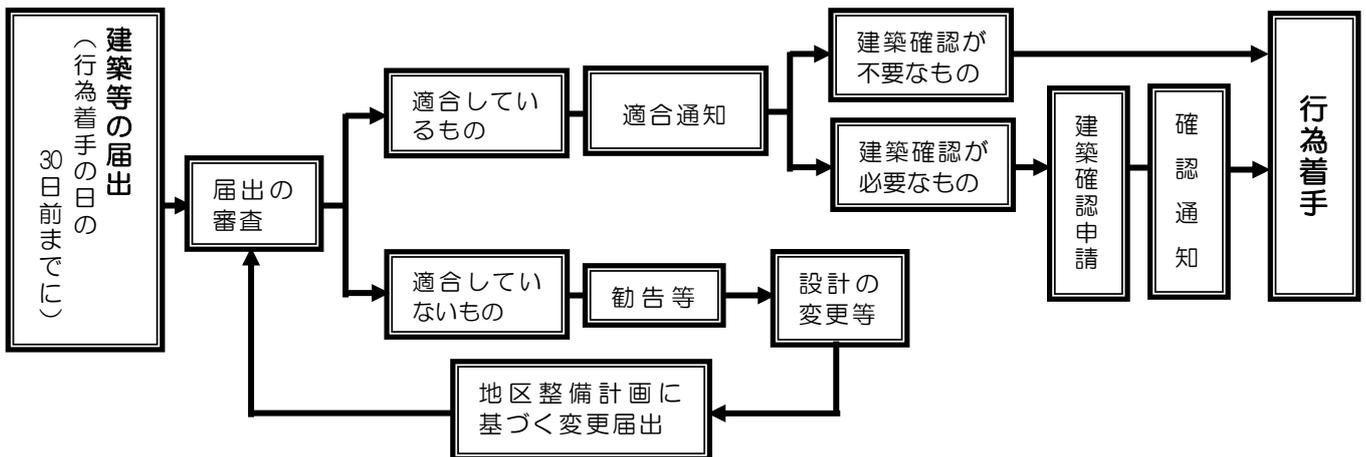
3 届出の必要な行為

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築、工作物の建設
- ・建築物等の用途の変更
- ・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- ・都市計画法施行令第38条の4第3号に規定する行為

4 届出が不要な地区計画区域（都市計画法施行令第38条の7の規定により）

- ・山本南地区

5 届出から行為着手までの流れ



6 提出書類

- | | |
|--------------------|---------|
| ①地区計画区域内における行為の届出書 | 2部（正・副） |
| ②委任状（代理による届出の場合） | 1部（正） |
| ③添付図書 | 2部（正・副） |
- 土地の区画形質の変更の場合
 - ・位置図（1/2,500程度）
 - ・設計図（1/100～1/300）

 - 建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途の変更の場合
 - ・位置図（1/2,500程度）
 - ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表す配置図（1/100～1/300）
 - ・立面図（1/50～1/300）
 - ・各階平面図（1/50～1/300）（但し、建築物の場合）

 - 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合
 - ・位置図（1/2,500程度）
 - ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表す配置図（1/100～1/300）
 - ・立面図（1/50～1/300）

 - 道路に面して垣・柵等を設置する場合
 - ・外構平面図（1/50～1/300）

7 届出書に変更がある場合の提出書類

- | | |
|----------------------|---------|
| ①地区計画区域内における行為の変更届出書 | 2部（正・副） |
| ②委任状（代理による届出の場合） | 1部（正） |
| ③変更に係る図書 | 2部（正・副） |

※上記の他に、必要に応じて参考となる資料を提出していただく場合があります。

平成28年5月